

京都市告示第 212 号

平成 21 年 3 月 31 日京都市告示第 540 号（平成 21 年度京都市一般廃棄物処理計画）を平成 21 年 8 月 10 日から次のように改めます。

平成 21 年 8 月 10 日

京都市長 門 川 大 作

「2 一般廃棄物の処理主体」（1）表に備考として次のように加える。

備考 家庭系ごみの収集運搬及び中間処理については、排出者の意向により、専用車両において許可業者が行うことがある。

「3 処理計画」（1）イ（イ）f を次のように改める。

f 魚アラの再資源化

事業系一般廃棄物のうち、再資源化が可能な魚アラについて、排出事業者及び許可業者に対する再資源化の普及啓発等を図る。

「3 処理計画」（1）イ（イ）に次の項目を加える。

j 業者収集マンションにおける資源化促進

許可業者がごみを収集しているマンション等の分別排出、分別回収の促進を図るため、マンション等の所有者、管理者等を通じて、個々のマンションごとに分別ルールを作成等の指導を行うとともに、居住者への啓発を徹底する。

また、マンションから排出される資源ごみについては、市による収集及び再資源化を基本としつつ、これにより難しい場合については、補完的に民間施設による再資源化を図る。

「3 処理計画」(1)ウ(ウ)a表に備考として次のように加える。

備考 家庭系ごみの収集運搬及び中間処理については、排出者の意向により、許可業者が行うことがある。この場合は、上記の収集回数、収集方法によらず、また、運搬先を民間資源化業者とする場合がある。

「3 処理計画」(1)エ(ア)a表の京都市横大路学園の項の次に次の一項を加える。

カンポ	廃プラスチック類	445.4 t / 日	京都市伏見区羽束師古川町 403 番地 1, 403 番地 2 及び 635 番地 5
-----	----------	-------------	---

「3 処理計画」(1)エ(ア)a表の京都市魚アラリサイクルセンターの項の次に次の一項を加える。

小島養殖漁業生産組合フィッシュユミール工場	同上	300 t / 日	大阪府岸和田市臨海町 16 番 1
-----------------------	----	-----------	-------------------

「3 処理計画」(1)エ(ア)a表中

「

イガ再資源化事業研究所	同上	50 t / 日	三重県伊賀市四十九町 2068 番地の 1
-------------	----	----------	-----------------------

」

を

「

イガ再資源化事業研究所	同上	50 t / 日	三重県伊賀市四十九町 2068 番地の 1
-------------	----	----------	-----------------------

蔵尾ファーム 本社工場	同 上	20.4 t/日 (解破乾燥) 14.3 t/日 (乾燥)	大阪府枚方市春日西 町二丁目 1071 番他
----------------	--------	----------------------------------	---------------------------

に改める。

」

(環境政策局循環型社会推進部循環企画課)